



## 第8回労災裁判が行われました！



3月2日(火) 第8回労災裁判が行われました。今回も聴覚障害者6名を含む47名の方々が雨の中、東京地方裁判所に駆けつけ、廊下に傍聴者が溢れました。

### § § 裁判内容 § §

今回は原告から、内山さんの主治医である新小岩わたなべクリニックの渡辺医師による意見書が提出されました。この意見書に対して被告の国側は、再度、医師の意見書による再反論を提出するかどうか、今後、検討に入る予定とのことでした。次回は被告から、その見通しを出してもらおうこととなり、次回の裁判期日を決めて終了となりました。

### § § 報告会 § §

裁判終了後、弁護士会館の10階に移動し、報告会が行われました。支援する会の河合会長のあいさつの後、田門弁護士、斎藤ケースワーカーから、今回の裁判について説明がありました。今回、提出した渡辺医師の意見書の内容は、「内山さんが頸肩腕障害を起こしたのは手話通訳に原因がある」というもので頸肩腕障害と手話通訳の因果関係を明確に示す内容になっています。前回、被告の国側の医師の意見書には「内山さんは頸肩腕障害であることかどうか疑わしい。因果関係はない。」とする内容だったのに対して、反論する形になっています。この意見書は、内山さんの主治医であり、頸肩腕障害の専門医でもあり、関東地域で多数の頸肩腕障害の相談を請け負っておられる渡辺医師が、原告側と十分に相談して作成したものとのことでした。

「被告からまた再反論の意見書が出されれば、内容によっては再々反論をすることになる。まだまだ時間がかかりそうだ。」との話しでした。また、斎藤ケースワーカーから、「国側の主張では、『頸肩腕障害は滅多に起こるようなものではない』という内容になっているが、手話通訳者の頸肩腕障害は、欧米ではよく知られており、起こりうるもの。通訳時間のみを見て従事時間が短いから頸肩腕障害には罹らないといっている国側の医師の意見は間違っているし、業務の質を見ていない。別の病気とする根拠は何かもない。」との話しがありました。

最後に内山さんは、「国が依頼する医師ですら頸肩腕や手話通訳とはどんな業務なのかをよく知らない、一般の人達にはほぼ知られていないと思って間違いありません。そのような状況の中での人権保障は難しいのではないだろうか、この裁判によって手話通訳業務が多くの人に知られると良いと思っています。まだまだ先は長いですが、これからもぜひご支援をお願いいたします。」と述べました。



**次回は4月16日(金)**  
**午前11時00分～**  
**(集合は午前10時45分)**  
**集合場所：**  
**東京地方裁判所12階**  
**労働部第1審問室」前の**  
**廊下 遅れての入室は出来ません。**

現在の募金額(3/10現在)

1,231,327円

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内

T/F 048-653-7324